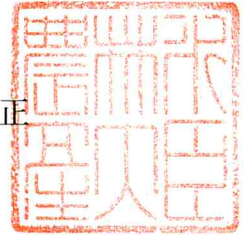




25消安第4228号  
平成26年1月31日

宮崎県宮崎市下北方町花切5693番地1  
野中公彦殿

農林水産大臣 林 芳 正



決定書の謄本の送付について

平成24年5月3日付けで提起された異議申立てについて決定したので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第2項の規定により、別添のとおり決定書の謄本を送付します。



25消安第4228号

この謄本は、原本と相違ないことを証明する。

平成26年1月31日

農林水産大臣 林 芳 正



決 定 書

宮崎県宮崎市下北方町花切5693番地1  
異議申立人 野 中 公 彦

上記異議申立人から平成24年5月3日付けをもって提起された平成24年2月27日付け23消安第5670号による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）第16回から第19回までの議事録、音声記録及び関係資料等の一切の文書並びに小委の臨時委員及び専門委員の選任に関する起案と意思決定に関する文書の一部開示決定処分（以下「原処分」という。）に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

原処分において不開示とした部分のうち、別紙1から別紙3までに掲げる部分以外の部分については、これを取り消し、開示する。

その他の部分に係る異議申立てについては、これを棄却する。

不 服 の 要 旨

異議申立人は、農林水産大臣（以下「処分庁」という。）の原処分を取り消すとの決定を求めており、異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び異議申立人が情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出した意見書によると、おおむね以下のとおりである。

1 異議申立書

- (1) 異議申立人は、平成24年1月23日、処分庁に対し、法に基づき「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第16回から第19回までの議事録、音声記録及び関係資料等の一切の文書」等の開示を請求した。
- (2) 処分庁は、平成24年2月27日、これを部分開示とする処分をした。
- (3) 本件処分の理由として、下記「決定の理由」の1の(1)から(4)までの記載があった。
- (4) しかし、異議申立てに係る処分は、次のとおり違法である。
  - ① 下記「決定の理由」の1の(1)の理由について  
持ち回りでの審議であったからといって、議事録でなくとも、担当官による聞き取り簿は存在しなければおかしい。よって録音も存在するはずである。
  - ② 下記「決定の理由」の1の(2)の理由について  
会議の議事録、議事要旨を作成する上で実務上、録音しないことはありえない。文字起こしされた原稿は、農林水産省担当課により音声記録と照合されていないければおかしい。よって、当然ながら小委の会議の録音記録

は、法第2条の2に定義されている公文書以外の何物でもない。  
以下法第2条の2

「この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては確認することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」

③ 下記「決定の理由」の1の(3)の理由について

論難とは、「相手の不正や誤りを論じ立てて非難すること」と辞書にある。これは、正当な批判であり、情報公開の目的に沿っている。処分庁は、批判されることが、法第5条第5号及び第6号柱書に該当すると主張しているに他ならず、情報公開法の目的と相反していることは、子供でも容易に理解できるであろう。公にされると不正や誤りを指摘されることをおそれて専門的・技術的な観点から議論できなくなるような「専門家」とは、一体何なのか。そのような人物は、公職である委員になる資質がない。

処分庁の主張する「今後同小委を行う際に、率直な意見の交換ができなくなるおそれ」は、存在したらおかしい。

また、今後同小委を行う際意思決定の中立性についてであるが、審議会等の整理合理化に関する基本的計画では、審議会等の運営に関する指針が定められている。

指針では、3. 議事の項の(2)に基本的な政策の審議及び答申について「基本的な政策を審議する審議会等は、有識者等の高度かつ専門的な意見等を聴くため設置されるものであり、行政府としての最終的な政策決定は内閣又は国務大臣の責任で行うものであることを踏まえ、審議及び答申を行う際には、次の点に留意するものとする。」と規定されている。

以下は、留意点の③

「審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする。」

このように審議会等の運営に関する指針から、審議会等は意思決定の場ではない。よって処分庁が主張するような「小委を行う際の意思決定の中立性」は、本来存在しないはずである。

また、審議会等の運営に関する指針では、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する」となっている。

(5) 以上のように本件処分は違法であり、よって、本件処分の取消しを求めため、本異議申立てを行った。

## 2 意見書

### (1) 意見書1

法9条第1項の規定に基づき農林水産大臣が平成24年2月27日付け23消安第5670号により行った原処分に対する開示請求者である当方からの異議申立てに関し、処分庁が、法第18条の規定に基づき審査会に諮問するに当たり、処分庁が原処分を維持することについての「理由説明書」の交付（平成24年8月6日付け）があった。

上記「理由説明書」は、処分庁の勝手な屁理屈である「論難されるおそれ」を振りかざすのみで、当方の異議申立てに本質的部分で何ら説明していない。

また処分庁による原処分、原処分維持は、少なくとも以下の理由により、

法に定められている国民の行政文書の開示を請求する権利の行使をあからさまに妨害する公務員職権濫用罪であることを指摘しておく。

本件は、小委第16回から第19回までの議事録、録音記録等に関する件であるが、当方は、小委議事録（第10回から第15回）についても平成22年9月14日付で開示請求と後に異議申立てを行っており、結果として平成24年3月21日付け（府情個第861号）で審査会から処分庁へ異議申立人が開示すべきとする部分については、審査会が指摘した部分を開示すべきである旨の答申書が交付されている（結果処分庁は以前の非開示部分を極一部開示）。

第16回（持ち回りのため不存在とされた）を除く第17回から第19回までの小委議事録は、第10回から第15回に係る審査会の答申で開示すべきとされた農水省職員の職務遂行上の情報である明白な部分まで非開示となっているが、それにもかかわらず、性懲りもなく「原処分維持」とする処分庁の処分は、法に定められている国民の行政文書の開示を請求する権利の行使を妨害する職権濫用である。

## (2) 意見書2

処分庁から提出された「補充理由説明書」は、原処分（平成24年2月27日付け）を覆すものとなっている。

「補充理由説明書」は、原処分が違法であることを認めているが、それにもかかわらず原処分は、是正されておらず再開示されていない違法な状態となっている。既に原処分（平成24年2月27日付け）から一年半が経過している。このことについて説明を求める。

## 決 定 の 理 由

### 1 原処分の判断内容

原処分においては、以下のことを踏まえ、法第5条第1号、第5号及び第6号柱書に該当するとして、本件対象文書の一部を不開示とした。

- (1) 小委第16回の議事録及び録音記録（以下「対象文書1」という。）については、当該会議が持ち回りでの審議であったことから、不存在である。
- (2) 小委第17回から第19回までの録音記録（以下「対象文書2」という。）については、不存在である。
- (3) 小委第17回から第19回までの議事録（以下「対象文書3」という。）のうち、議論の内容部分（発言委員名は除く。）については、これらを公にすることにより、委員が議論の過程における一発言まで論難され、責任を問われることをおそれるがあまり、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなり、今後小委を行う際に、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第5号及び第6号柱書の情報に該当する。
- (4) 小委の臨時委員及び専門委員の選任に関する起案のうち、臨時委員及び専門委員の年齢、生年月日については、法第5条第1号の個人に関する情報に該当する。

### 2 異議申立人が原処分の取消しを求めている文書の不開示部分の特定

異議申立人の異議申立書及び意見書から、異議申立人が原処分を取り消し、開示を求めているものは、対象文書1及び対象文書2並びに対象文書3の不開示部分であると解される。

3 対象文書1及び対象文書2並びに対象文書3の不開示部分に係る原処分  
の妥当性

今般、平成25年12月2日付けの審査会の答申（平成25年度（行情）答申第294号。以下「答申」という。）を踏まえ、対象文書1及び対象文書2並びに対象文書3の不開示部分に係る原処分の妥当性を再度検討したところ、以下の結論に至った。

(1) 対象文書1について

通常、小委の審議は委員を招集して開催するが、①緊急的に審議を行う必要がある場合、②審議事項が軽微である又は少数である場合等には、「持ち回り」で開催することとしている。この「持ち回り」とは、委員を招集せず、議事資料を配布（郵送）し、書面により意見を伺うことである。

小委第16回については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）の一部改正についての審議を行うため開催したが、審議事項がこの一つしかなかったことから、「持ち回り」での開催とした。このため、小委第16回については、委員を招集せずに開催したことから、録音記録は存在せず、議事録も作成していない。

よって、処分庁は対象文書1を保有しているとは認められないことから、これを不開示とした原処分の判断は妥当である。

(2) 対象文書2について

小委第17回から第19回までの議事録作成の外部発注に係る「各種審議会等に係る速記業務発注書」（以下「速記業務発注書」という。）には、請負者が議事録を作成し、発注者に提出することとされている上、発注者への「納入形態」は、「議事録、電子媒体（議事録の文書ファイル等を記録したもの）」と記載されている。そして、録音音声を記録した媒体の納品を求める場合には、当該速記業務発注書の下部に記載されているとおり、「納入形態」欄に記載されている「録音テープ」や「録音音声を記録したCD-R」を○印で囲むことになっているところ、小委第17回から第19回までに係る速記業務発注書には、そのような記載が認められない。

したがって、異議申立人が主張する録音記録は納品の対象とはなっておらず、処分庁が請負者から小委第17回から第19回までの録音記録を受け取ることはなっていない。

また、小委第17回から第19回までの議事録については、納品後に一度委員及び担当職員が専門用語の使い方等に誤りがないか確認したが、その確認は、文書になったものを確認したものである。小委は、通常、審議内容が非常に膨大であり、2時間以上に及ぶため、納品された議事録の内容を確認するために録音した音声を聴くことは多大な労力と時間を要し、事務の効率化の観点からも納品された議事録の内容を確認するために担当職員が音声を録音することはない。

さらに、本件異議申立てを受け、再度担当者への聞き取り等を行ったが、録音記録は不存在であることが改めて確認されたところであり、このことは、速記業務発注書において録音記録を納品の対象としていないこと等の事情とも矛盾しない。

よって、処分庁は対象文書2を保有しているとは認められないことから、これを不開示とした原処分の判断は妥当である。

(3) 対象文書3の不開示部分について

① 議事進行上の発言及び挨拶等の部分について

当該部分に記載されている内容については、原処分においては、法第5条第6号柱書に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、この部分は、議事進行又は挨拶等に係るものに過ぎず、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、

これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

② 自己紹介部分について

当該部分に記載されている内容については、原処分においては、法第5条第6号柱書に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、この部分は、出席者の自己紹介に係るものに過ぎず、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

③ 資料の特定等の説明部分について

当該部分に記載されている内容については、原処分においては、法第5条第6号柱書に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、この部分は、説明者がこれからどの資料について説明を行うのか、当該資料には概略どのような内容が記載されているのかを言及するものに過ぎず、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

④ 配布された資料等の内容等の説明部分について

当該部分に記載されている内容については、原処分においては、法第5条第5号に掲げる情報又は同条第6号柱書に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、これらの部分は、そのほとんどが、既に公表されている内容と同一又は同旨であるため、これを公にしても、

ア 各委員が自己の発言した内容により論難され、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれはなく、今後、小委における同種の審議の際に、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

イ 各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

⑤ 審議概要の説明部分について

当該部分に記載されている内容については、原処分においては、法第5条第6号柱書に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、この部分は、そのほとんどが、既に公表されている概要と同一又は同旨であるため、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

⑥ 上記①から⑤まで以外の部分について

当該部分については、原処分においては、小委の議事に参加する各委員の意見等が記載されており、法第5条第5号に掲げる情報又は同条第6号柱書に掲げる情報に該当すると判断したところである。

当該部分について再度検討したところ、各委員は、会議が非公開であるとの認識の下で忌憚（きたん）のない発言をしているものと推察でき、仮に、個々の委員の詳細な発言内容を公とした場合、どの委員がどのような発言をしたかが知られることとなるため、

ア 各委員が自己の発言した内容により論難され、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあり、今後、小委における同種の審議の際に、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると

ともに、  
イ 今後、委員がその一発言についてまで論難され、責任を問われることをおそれるがあまり、専門的・技術的な観点から活発な議論が十分になされなくなる可能性があることに加え、学識経験者の協力を得られなくなる可能性があり、小委における審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法第5条第5号に掲げる情報又は同条第6号柱書に掲げる情報に該当すると認められることから、原処分の判断は妥当であり、開示することは適当でない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

5 結論

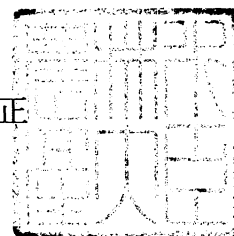
以上のことから、対象文書3につき、その一部を法第5条第5号又は第6号柱書に掲げる情報に該当するとして不開示とした原処分について、別紙1から別紙3までに掲げる部分以外の部分は、法第5条第5号に掲げる情報又は同条第6号柱書に掲げる情報に該当するとは認められないので、開示することが妥当であるが、その余の部分並びに対象文書1及び対象文書2について不開示としたことは妥当であり、この部分については、原処分を維持することが適当である。

よって、主文のとおり決定する。

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成26年1月31日

農林水産大臣 林 芳 正





別紙1 原処分を維持し不開示とする部分（第17回議事録）

(注意) 頁数は、表紙及び議事次第を除く議事録に付された頁数

| 区分 | 不開示の部分                  |
|----|-------------------------|
| 1  | 3頁35行目5文字目から36行目行末まで    |
| 2  | 4頁1行目6文字目から行末まで         |
| 3  | 9頁19行目から36行目までの不開示部分全部  |
| 4  | 10頁から17頁までの頁内の不開示部分全部   |
| 5  | 18頁1行目から30行目までの不開示部分全部  |
| 6  | 21頁30行目6文字目から36行目行末まで   |
| 7  | 22頁から23頁までの頁内の不開示部分全部   |
| 8  | 24頁1行目から19行目までの不開示部分全部  |
| 9  | 28頁34行目から36行目までの全部      |
| 10 | 29頁1行目から3行目までの全部        |
| 11 | 29頁16行目6文字目から36行目行末まで   |
| 12 | 30頁から36頁までの頁内の不開示部分全部   |
| 13 | 37頁1行目から24行目までの不開示部分全部  |
| 14 | 39頁9行目から36行目までの不開示部分全部  |
| 15 | 40頁1行目から20行目までの不開示部分全部  |
| 16 | 41頁12行目から23行目までの不開示部分全部 |
| 17 | 42頁8行目から36行目までの不開示部分全部  |
| 18 | 43頁1行目から33行目までの不開示部分全部  |
| 19 | 45頁11行目から17行目までの不開示部分全部 |
| 20 | 46頁1行目から18行目までの不開示部分全部  |
| 21 | 47頁10行目から15行目までの不開示部分全部 |

別紙2 原処分を維持し不開示とする部分（第18回議事録）

(注意) 頁数は、表紙及び議事次第を除く議事録に付された頁数

| 区分 | 不開示の部分                  |
|----|-------------------------|
| 1  | 5頁25行目から35行目までの不開示部分全部  |
| 2  | 6頁から15頁までの頁内の不開示部分全部    |
| 3  | 16頁1行目から16行目までの不開示部分全部  |
| 4  | 17頁10行目17文字目から32文字目まで   |
| 5  | 17頁21行目から36行目までの不開示部分全部 |
| 6  | 18頁1行目から23行目までの不開示部分全部  |
| 7  | 23頁16行目から35行目までの不開示部分全部 |
| 8  | 24頁から25頁までの頁内の不開示部分全部   |
| 9  | 26頁1行目から33行目までの不開示部分全部  |
| 10 | 29頁7行目から36行目までの不開示部分全部  |
| 11 | 30頁1行目から31行目までの不開示部分全部  |

別紙3 原処分を維持し不開示とする部分（第19回議事録）

(注意) 頁数は、表紙及び議事次第を除く議事録に付された頁数

| 区分 | 不開示の部分                     |
|----|----------------------------|
| 1  | 5頁33行目から36行目までの不開示部分全部     |
| 2  | 6頁から14頁までの頁内の不開示部分全部       |
| 3  | 15頁1行目から24行目8文字目までの不開示部分全部 |
| 4  | 17頁14行目から36行目までの不開示部分全部    |
| 5  | 18頁1行目から11行目までの不開示部分全部     |
| 6  | 21頁14行目から36行目までの不開示部分全部    |
| 7  | 22頁から23頁までの頁内の不開示部分全部      |
| 8  | 24頁1行目から10行目までの不開示部分全部     |
| 9  | 32頁32行目から36行目までの不開示部分全部    |
| 10 | 33頁から40頁までの頁内の不開示部分全部      |
| 11 | 41頁1行目から7行目までの不開示部分全部      |
| 12 | 41頁15行目から17行目までの不開示部分全部    |
| 13 | 41頁26行目から31行目までの不開示部分全部    |
| 14 | 42頁20行目から26行目までの不開示部分全部    |

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択することも（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合が良いものがない場合は、お手数ですが、「\* 担当課等」に記載した担当まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送料（郵便切手等）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円

→ 手数料は無料

(注) 本件については、手数料の算定に当たって、300円の控除措置はありません。本通知書の開示の実施方法等を参照してください。

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

### 3 この決定に係る処分の取消しの訴え等

この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

#### 4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

#### 5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。